

児童福祉施設育成費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業を行うために設置された児童福祉施設（以下「施設」という。）に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助対象となる者は、乳児院、児童養護施設、保育所又は認定こども園を市内に設置している社会福祉法人とし、補助の対象経費については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設育成費 施設管理に要する経費

(2) 施設従事職員育成費 施設に勤務する職員の賞与に要する経費

(補助金額)

第3条 前条の経費に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表の対象経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準により算出した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる期日までに補助金等交付申請書を提出しなければならない。ただし、当該日が土曜日又は日曜日に当たるときは、当該日前において当該日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。

(1) 施設育成費に係る補助金 9月15日

(2) 施設従事職員育成費の前期分に係る補助金 6月15日

(3) 施設従事職員育成費の後期分に係る補助金 12月10日

2 補助金の交付の申請の際に補助金等交付申請書に添える書類は、補助事業の使用方法に関する調書（第1号様式）及び支給対象者名簿（第2号様式）とし、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

(関係書類の保存期間)

第5条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその

旨を市長に届け出なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したとき。

(2) 施設の定員を変更したとき。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業結果報告書(第3号様式)

(2) 領収書の写し

(3) 職員育成費(前期・後期)支給内訳書(第4号様式)

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費の区分		交 付 の 基 準
施設育成費		施設管理に要する経費の実費（ただし、50万円＋5,900円×6月1日現在の施設利用対象人数（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を限度とする。）
施設従事 職員育成費	前期分	17,000円×6月1日現在の対象職員数
	後期分	23,000円×12月1日現在の対象職員数

備考

- 1 6月1日現在の施設利用対象人数とは、次のとおりとする。
 - (1) 保育所・認定こども園
 - ア 6月1日現在の実人員が定員以上の場合 実人員
 - イ 6月1日現在の実人員が定員未満の場合 実人員と定員の平均（端数は切り上げる。）
 - (2) 乳児院・児童養護施設
 - ア 6月1日現在の実人員が定員以上の場合 定員×2
 - イ 6月1日現在の実人員が定員未満の場合 実人員と定員の平均（端数は切り上げる。）×2
- 2 年度途中に開設した施設に対する施設育成費は、開設後2月の平均実定員（端数は切り上げる。）を施設利用対象人数とし、開設日の属する月から月割りで計算した額を限度額とする。
- 3 6月1日現在の対象職員数とは、5月1日以前に採用され、かつ、6月1日に在職している専任従事者である職員の数をいう。
- 4 12月1日現在の対象職員数とは、11月1日以前に採用され、かつ、12月1日に在職している専任従事者である職員の数をいう。
- 5 3及び4の対象職員数には、次のいずれかに該当する者の数を含めないものとする。

- (1) 社会福祉法人の代表者
- (2) 支給日までに退職した者
- (3) 支給日に休職中等の理由により、給与の支払対象となっていない者
- (4) 雇用期間が1年未満の非常勤職員
- (5) 1週当たりの勤務時間が30時間未満の者